

NARUTO CITY MASTER PLAN

-基本構想-



1 鳴門市の将来都市像

(1) 私たちがめざす8年後(2030年)の鳴門市の姿

将来都市像は、本市がめざす8年後のまちの姿を示したものです。本市は、古来より交通の要衝、国内外の都市をつなぐ結節点として発展してきました。

しかし、近年は、これまで経験したことのない人口減少の加速と少子化及び高齢化の中、市民とともに一丸となって、鳴門の未来を創生していくことが求められています。

国際社会で共有される「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」の理念を踏まえ、市民の皆様とともに、鳴門市に集うだれもが夢と希望を感じ、住みたくなるまちをめざし、未来に向かって躍進させていきます。

【将来都市像】

ひとが輝き 持続可能な未来をひらく
あらたな なると



【将来都市像にこめた思い】

本市に関わるすべての「ひと」がいきいきと暮らし、「輝く」ことがまちづくりの原動力となります。

そして、「ひと」の「輝き」が広がることにより、「持続可能」で希望あふれる「未来」が照らし出されます。

照らし出された「未来」にたどり着くためには、本市に関わるすべての「ひと」とともに「未来」の門（ゲート）を「ひらく」必要があります。門（ゲート）は、四国の玄関口を連想するキーワードであるとともに、門（ゲート）を「ひらく」ことでヒトやモノが行き交い、希望あふれる、あらたなまちの未来づくりを進めることをイメージしています。

先人たちから受け継がれ、「持続」的に発展してきた「可能」性あふれるこのまちを、より一層輝かせ、「未来」へつないでいく強い思いを持ち、「県内随一の子育て応援都市」に生まれ変わるための取組や、「新たなまちづくりエリア」の整備、「フェーズフリー」の思想に基づいたまちづくりなどを推進することにより、「あらたな なんと」創りにチャレンジします。

2 人口フレーム

(1) 将来目標人口

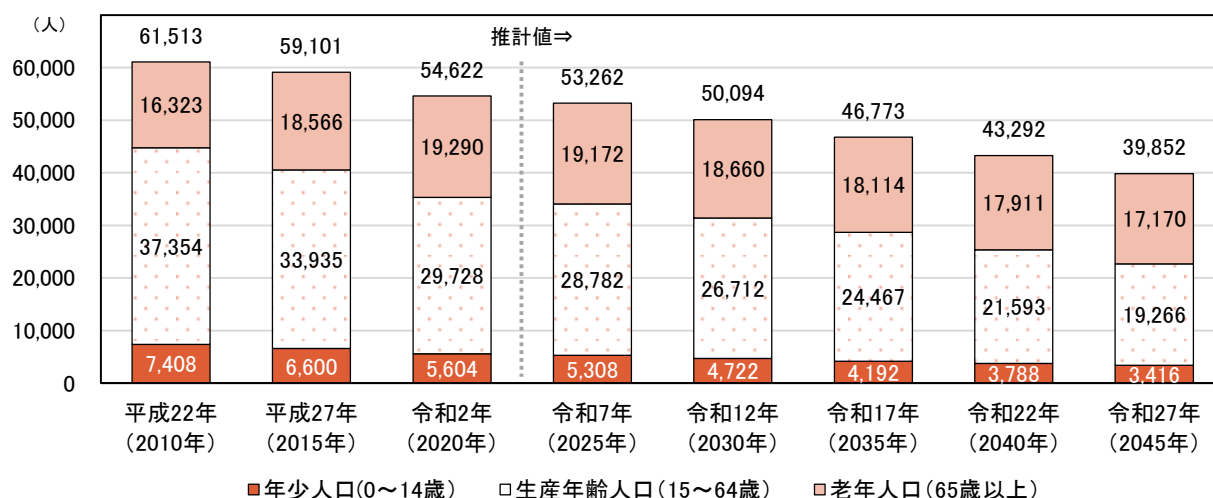
第六次鳴門市総合計画では、基本構想の終了年次である令和3（2021）年の本市の人口を55,261人と推計し、同計画に掲げる施策の戦略的な実施による「増加人口」を見込み、将来目標人口を57,000人と設定していました。

令和2（2020）年に行われた国勢調査では、本市の人口は54,622人となり、同時期の推計人口58,985人を4,000人以上下回るペースで推移しており、今後においても人口の減少が続くものと考えています。

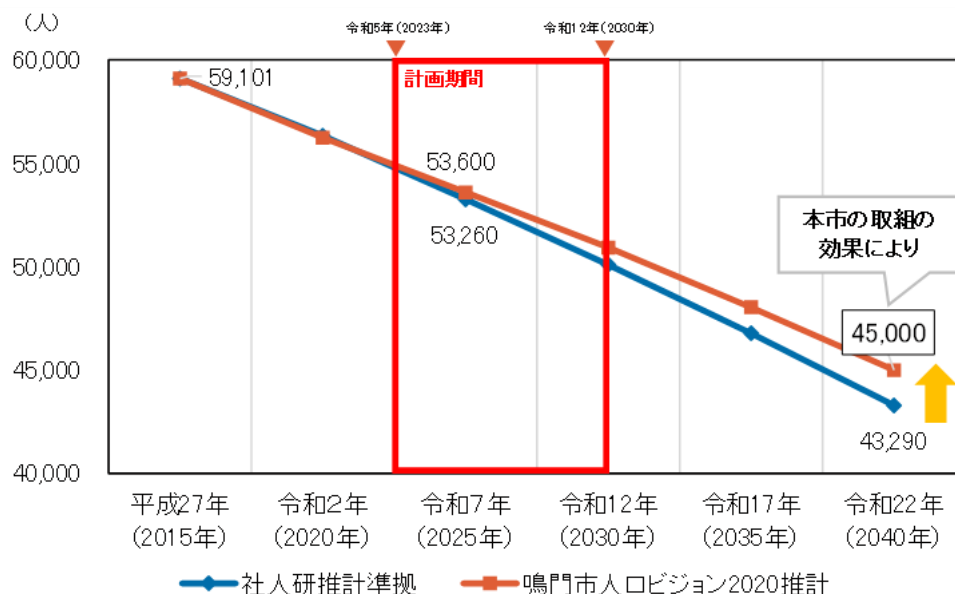
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の人口は、令和22（2040）年に43,292人まで減少すると予測されています。

将来にわたり、活力ある鳴門市を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、発展をめざす必要があり、「なると未来づくり総合戦略2020」では、令和22（2040）年の将来目標人口を45,000人と設定しました。

■推計人口（資料：国立社会保障・人口問題研究所）



■将来目標人口（資料：鳴門市人口ビジョン2020）



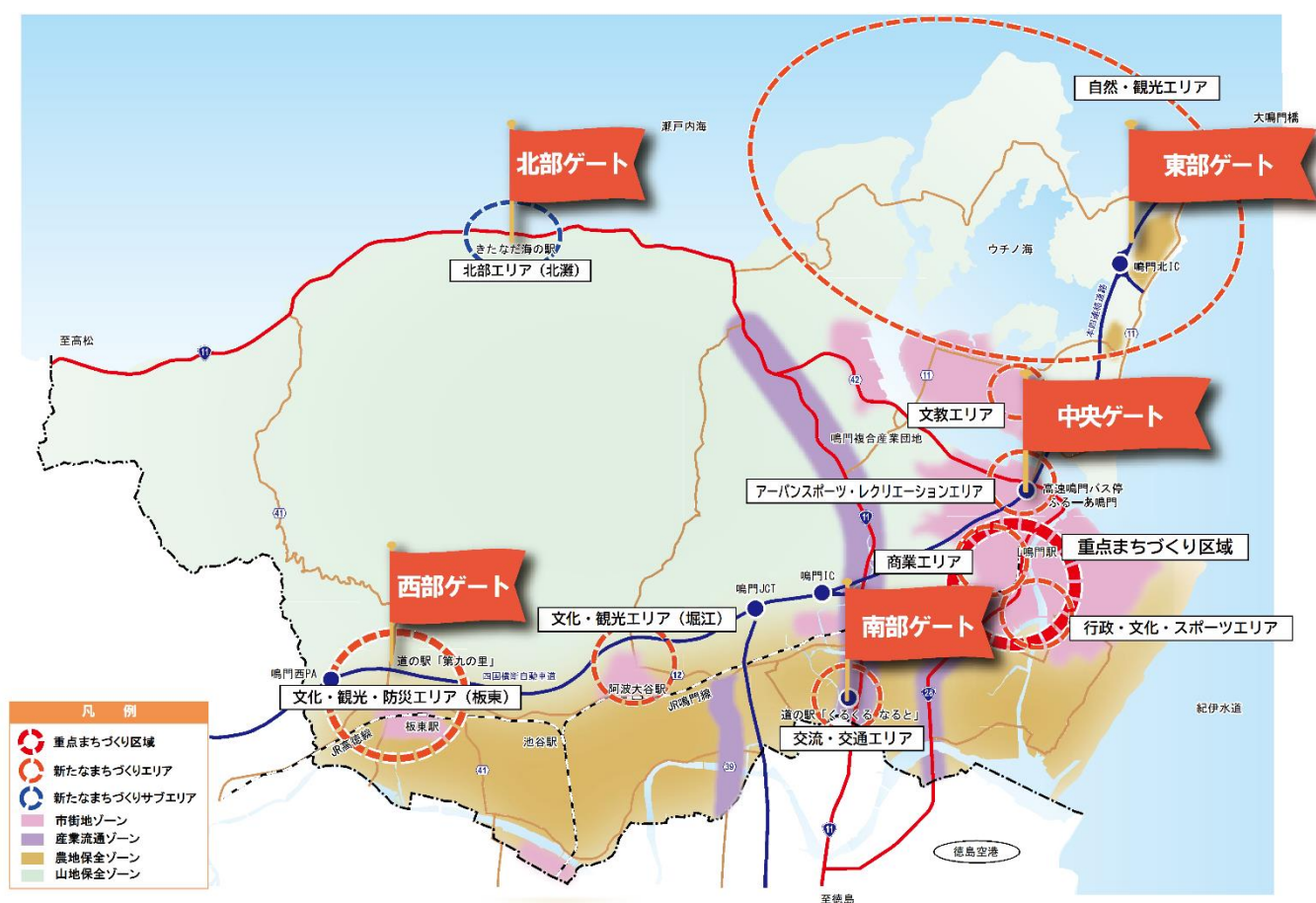
3 都市づくりの方針

(1) 将来都市構造

持続可能な都市を築くためには、人口減少や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化に伴う将来の鳴門の姿を見据えた土地利用が必要です。

本市では、平成28（2016）年に「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト事業計画」を策定し、交流人口の拡大をテーマとして、「四国の玄関（門・ゲート）」と「門の価値を創出」することとして、東西南北の4つのゲートを位置付けています。

今後においては、鳴門市都市計画マスタープランにおいて示される「コンパクトなまちと交通ネットワークの形成」、「新たなまちづくりエリアの形成」、「フェーズフリーなまちの形成」の考え方を基に、持続可能で開かれたまちづくりをめざす「オープンゲート構想」に基づいた都市づくりを進めます。



4 まちづくりの方向性

(1)まちづくりの考え方

①豊かな人を育むまちづくり

将来にわたって発展する活力あふれる「まち」を実現するためには、将来を担う若い世代に定住してもらい、若い活力を地域で存分に発揮してもらうことが重要となります。本市では令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間を「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、子育て世帯のライフステージに応じた包括的な支援を実施します。

また、まちづくりの根幹は人であり、「ひとづくり」はまちの将来を創るための柱です。教育に関しては、すべての子どもに学びや生活の基盤を育むために、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、一体的な就学前教育・保育を行うとともに、豊かな人間性を育むための学校教育に取り組み、未来を担う子どもたちが、いきいきと成長できるまちをめざします。

さらに、性別や年齢に関らず、あらゆる人が楽しく生きがいを持って学ぶことができる生涯学習の環境づくりや、生涯にわたってスポーツに触れ合える環境整備、グローバル社会を踏まえた多様な交流、本市が誇る歴史・文化の活用や継承等を通して、心豊かに暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

②持続発展可能なまちづくり

将来の鳴門の姿を見据えた持続発展可能なまちづくりの実現に向け、現在本市に住む方や今後住む予定の方が「住んでよかった」、また「住んでみたい」と感じていただけるよう、未来をひらく都市づくりを進めます。

また、地域特性に応じた多様な交通手段が連携し、質の高いサービスの提供と利用促進に基づく持続可能な公共交通ネットワークの実現をめざします。

さらに、都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した快適で暮らしやすいまちづくりに計画的に取り組むとともに、一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくりを推進します。

③安全安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安全安心に暮らせることは、住みやすいまちとしての重要な要素です。

高い確率で発生が懸念される大規模地震をはじめとする自然災害に対し、通常のハードやソフト面における防災・減災対策の推進に加え、日常生活の質を高めつつ、日常から無意識のうちに災害時への備えにも繋がる「フェーズフリー」の概念のさらなる普及・啓発に努めることで、災害に負けないまちづくりをめざします。

また、身近な暮らしの安全・安心を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、交通事故や消費者トラブル、犯罪の防止などに努めます。

④誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

心豊かで充実した生活を送るためには、心身の健康が重要です。

誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、市民の皆様の身体と心の健康づくりや医療体制の確保に努めます。

また、高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを展開するとともに、持続可能な医療・福祉・介護制度の実現と社会保障制度の適正な運営などを図ります。

⑤活力あふれるまちづくり

地域経済の活性化は、まちの発展や市民の充実した生活基盤を築くために重要です。

地域経済活性化の原動力のひとつである商工業、農林水産業においては、その育成・振興に努め、地元企業が成長するビジネス環境の整備や企業誘致の推進、さらなる販路拡大や担い手の育成・確保を促進することにより、地域に新たな活力や雇用を創出します。

また、鳴門の豊富な観光資源を磨き上げ、継続的な情報発信を行うことにより持続的な観光ブランディングを推進し、交流人口のさらなる拡大による地域活性化をめざします。

⑥みんなで創る自立したまちづくり

自治基本条例の理念にのっとり、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画し、地域のつながりを意識できる土壌を創りだすことで、市民が相互に支え合うことのできる地域社会の構築と、男女が互いに尊重しつつ、性別にかかわることなく、あらゆる分野で全ての人が活躍できるまちづくりをめざします。

また、社会構造の変化や多様化・高度化する市民ニーズへ柔軟に対応するため、行財政運営の効率化を図り、自立的で持続可能な行財政システムを確立します。

(2)総合計画体系図

将来都市像

基本目標

基本方針

ひとが輝き
持続可能な未来をひらく
あらたな なる

基本目標 1

豊かな人を育むまちづくり

1 子育てしやすいまちづくり

2 豊かな学力と生きる力を育む教育の充実

3 スポーツの推進

4 芸術・文化の振興

5 国際・国内交流の推進

基本目標 2

持続発展可能なまちづくり

1 計画的な土地利用と都市拠点整備の充実

2 持続可能な公共交通網の実現

3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

4 移住・定住の促進

5 環境にやさしいまちづくり

基本目標 3

安全安心のまちづくり

1 災害などに強いまちづくり

2 消防・救急体制の充実

3 市民安全対策の充実

基本目標 4

誰もが健康で
いきいきと暮らせるまちづくり

1 健康づくりの推進と医療体制の確保

2 地域福祉の充実

3 高齢者が暮らしやすいまちづくり

4 障がい者が暮らしやすいまちづくり

5 社会保障の確保

基本目標 5

活力あふれるまちづくり

1 活力ある商工業の振興

2 魅力ある農林水産業の振興

3 地域資源を活かした観光のまちづくり

基本目標 6

みんなで創る
自立したまちづくり

1 地域コミュニティの活性化と
みんなで取り組むまちづくり

2 お互いを尊重し、
誰もが活動できる社会づくり

3 効率的・効果的な行財政運営の推進

主要施策

①出会いから結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実 ②子育て支援の充実 ③子育て環境の充実

①自ら学ぶ力を育む教育の推進 ②おもいやり心を育む教育の推進 ③健やかな身体を育む教育の推進 ④教育環境の充実
⑤生涯にわたる学習環境の充実

①スポーツ活動の推進 ②スポーツ施設の充実

①特色ある鳴門文化の発掘・発信と活用 ②文化・芸術に接する機会の提供

①国際・国内交流の推進

①計画的な土地利用の促進

①運行効率の改善による持続可能な公共交通体系の構築 ②利用者ニーズに適應した公共交通サービスの提供
③新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進

①住環境の整備 ②景観の保全 ③公園・河川の整備 ④安全で強靱な水道の持続 ⑤生活排水処理の促進 ⑥道路網の整備

①移住交流の促進 ②定住の促進

①環境保全の促進 ②循環型社会の形成

①防災減災対策の推進 ②総合的な危機管理の推進

①消防体制の充実 ②救急体制の充実

①交通安全の推進 ②消費者保護の充実 ③防犯対策の充実

①健康づくりの推進 ②医療体制の充実及び地域医療の確保

①支え合い助け合うまちづくり ②安心して暮らせる環境づくり ③ネットワークの強化

①地域包括ケアシステムの深化・推進

①障がい者の自立支援の充実 ②障がい者の社会参加の促進

①社会保障の充実

①地場産業の育成振興 ②新たな産業の振興 ③企業誘致の推進 ④就業支援対策の充実

①農業の振興 ②畜産業の振興 ③林業の振興 ④水産業の振興

①観光交流のまちづくり ②戦略的な情報発信 ③観光客の受入環境整備

①地域コミュニティの活性化 ②市民活動の支援と協働の推進 ③広聴広報の充実

①人権に関する教育と、誰もが活躍できる社会づくり ②男女共同参画の推進

①効率的な行財政運営の推進 ②開かれた市政の推進と個人情報の保護 ③組織力の強化

(3)SDGsを踏まえた施策の展開

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

SDGsの目標(ゴール)は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、めざすべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においても、こうした流れを踏まえ、持続可能でより強靱な取組が求められます。

そこで、本計画に国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えを関連づけることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進し、本市を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的な視点でまちづくりを進めていくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

